



表題は「いとう」の文字に大室山・小室山を配し、図案化したものです。



市議会の解散による選挙で選ばれた 第21期市議会議員の20人

主な内容

- 新議会構成 【P. 2】
- 市長に対する不信任決議 【P. 6】
- 臨時会の概要 【P. 4】
- 百条委員会調査報告 【P. 7】
- 9月定例会の概要 【P. 5】



新議会構成決定

正副議長の選挙、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行いました。



第74代副議長
青木敬博 あおき よしひろ



第78代議長
中島弘道 なかじまひろみち

正副議長

第二二期市議会議員の初議会となる臨時会を一〇月三一日開会しました。

臨時会

常任總務委員會

企画部、危機管理部、総務部、市民部の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項を審査します。



委員
みやざきまさしげ
宮崎雅薫



委員
おおかわかつひろ
大川勝弘



副委員長
ながさわ まさし
長沢 正



委員長
すぎもとかずひこ
杉本一彦



委員 しげおかひでこ 重岡秀子



委員
あさだよしひろ
浅田良弘



委員
さとう しゅう
佐藤 周

※中島弘道議長は、常任委員会に所属していますが、議長の職に専念するため、就任と同時に委員会活動を辞退します。

市議会内 会派の結成

令和七年一〇月三一日現在

新しく構成された市議会に次のとおり五つの会派が結成されました。

会派構成議員は議席順)

に関する事項、議会関係例規の制定改廃に関する事項、各種の儀礼に関する事項、議会図書室に関する事項、議長の諮詢に関する事項、その他議会運営に関する事項を協議します。

議会運営委員会

いとう市議会だより

令和7年10月31日臨時会で 審議した議案等

議案番号	件名	概要	提出者	審議結果
市議第10号	令和7年度伊東市一般会計補正予算(第3号)	令和7年9月5日の台風15号により被災した市道川奈線の崩落箇所と、市道赤坂線の市営住宅用地の崩落箇所の災害復旧に係る経費をはじめ、災害救助法に基づき、居住している家屋が準半壊以上の被害を受け、自力での応急修理が困難な方への応急修理費用1億5,362万1,000円の追加	市長	全会一致で可決
市選第3号	監査委員選任の同意について	宮崎雅薰議員(議員のうちから選任する委員)	市長	全会一致で選任に同意
市認第14号 	令和7年度伊東市一般会計補正予算(第2号)専決処分の報告承認について	令和7年9月10日の市議会解散に伴う伊東市議会議員選挙に係る経費をはじめ、定額減税補足給付金給付事業ほか2事業と、老朽化が著しい観光施設や都市公園施設の維持管理経費のほか、市道における令和7年9月5日の台風15号被害への応急復旧に係る補正予算について、令和7年9月11日付で専決処分を行ったことの報告承認	市長	賛成多数で承認
市認第15号	教育委員会委員任命の専決処分の報告承認について	遠山泰範氏任命について、令和7年9月11日付で専決処分を行ったことの報告承認	市長	全会一致で承認
市認第16号	公平委員会委員選任の専決処分の報告承認について	佐藤直道氏選任について、令和7年9月11日付で専決処分を行ったことの報告承認	市長	全会一致で承認
発議第7号	予算・決算特別委員会設置について	一般会計に係る予算及び決算議案の一体的な審査を目的とした特別委員会の設置	議員7名 ^{※1}	全会一致で可決
発選第3号	議長の選挙	有効投票19票のうち、中島弘道議員が19票で当選	—	—
発選第4号	副議長の選挙	有効投票20票のうち、青木敬博議員が20票で当選	—	—
発選第5号	議会運営委員会委員の選任について	2ページをご覧ください。	議長	全会一致で可決
発選第6号	常任委員会委員の選任について	2、3ページをご覧ください。	議長	全会一致で可決
発選第7号	駿東伊豆消防組合議会議員の選挙	指名推選により、浅田良弘議員、大川勝弘議員、佐藤周議員が当選	—	—
発議第8号 	市長に対する不信任決議について	決議文は6ページをご覧ください。	議員6名 ^{※2}	賛成多数で可決

※1 各会派代表者及び会派に所属していない議員全員(議員全員からの共同提出と同義となります。)

※2 各会派代表者及び会派に所属していない議員1名

本会議で行われた討論の概要

※賛成・反対ごと、登壇順に掲載。会派構成は3ページをご覧ください。

告承認に反対する。 費やすことは認められず報
は市長自ら責任を負うのが
妥当であり、大切な市費を
承認欲求のための選挙費用
選挙費であり、市民が納得でき
て議会を解散し行われた選
任決議に対し民意を無視し
議員選挙費六三〇〇万円は、
市議会全会一致の市長不信
て議会を解散し行われた選
挙費であり、市民が納得でき
る正当な理由があるのか。

本補正予算のうち市議会
議員選挙費六三〇〇万円は、
市議会全会一致の市長不信
任決議に対し民意を無視し
て議会を解散し行われた選
挙費であり、市民が納得でき
る正当な理由があるのか。
承認欲求のための選挙費用
選挙費であり、市民が納得でき
る正当な理由があるのか。

本補正予算のうち市議会
議員選挙費六三〇〇万円は、
市議会全会一致の市長不信
任決議に対し民意を無視し
て議会を解散し行われた選
挙費であり、市民が納得でき
る正当な理由があるのか。
承認欲求のための選挙費用
選挙費であり、市民が納得でき
る正当な理由があるのか。

本来ならば、審議にて決
定すべき議案を、議会解散
で専決処分報告承認とする
総務費には、市議会議員選
挙費六三〇〇万円が計上さ
れている。執行に異議は唱
えないが、多くの皆様から、
「政治的判断として、適切
ではない税金の使い方では
ないか」とのご意見をいた
だいたことを申し添え、賛
成とする。

市認第一四号
《賛成》伊東未来
河島紀美恵議員



市長に対する不信任決議を可決



一度目の不信任決議全文は[こちら](#)

9月定例会初日（令和7年9月1日）において、田久保眞紀市長に対する不信任決議案が提出され、全会一致で可決されました。その後市長により議会が解散され、選挙後初めて招集された臨時会（令和7年10月31日）において、二度目の不信任決議案が提出され、賛成多数で可決されたことにより、田久保眞紀市長は失職しました。

市長に対する不信任決議

田久保眞紀市長は、令和7年9月1日伊東市議会において全会一致で議決した市長に対する不信任決議に対し、同月10日、市議会を解散するという大義なき判断をした。

市長の学歴詐称という極めて個人的な不祥事について、説明責任を果たすどころか、根拠のない不可解な言動等を繰り返すことで招いた数々の混乱に対する責任を負うことなく、追及されるたびに論点をすり替え市民を欺き続ける態度には、市議会の解散を正当化し得るだけの大義はみじんもない。また、あろうことか自身の問題を直視せず棚上げし、事実無根にもかかわらず議案審議を放棄したとして市議会に解散の責任を転嫁した振る舞いは、自身を正当化するためだけに、こじつけの理由をつくりあげ、市議会の不在をいいことに一方的に主張するに過ぎないものであったと言え、暴君の所業と言っても過言ではない。

多額の予算が計上された市議会議員選挙に対しては、「選挙執行に対してお金がもったいないというのは、これは果たしてどうなのか」との旨を述べ支離滅裂な大義名分を語るなど、自身のエゴイズムの代償として市民の血税や時間が浪費されることに対し、何のためらいもない様子には驚くばかりか、常人には到底理解し得ず、毎日の生活に苦慮している市民のことを忘却した無責任な発言であったと言える。

本市議会からの告発をはじめとして、複数の刑事告発を受けている状況にあるにもかかわらず、その職にとどまり続ける態度は、自身の置かれている立場を全く客観視できておらず、本市議会のみならず、伊東市民を侮辱するものにほかならない。

混戦を極めた市議会議員選挙において、立候補した前職18名が全員当選するという選挙結果は、民意がまごうことなく田久保眞紀市長の退任を求めていることの証左であり、投票した市民の良識が示された以上、本市議会が残り、市長が失職するという結果に至るのは道理であることから、市長自身に進退の選択の余地を与えるものではない。

しかしながら、選挙結果を受けてもなお、動画配信サイト等の安全圏において、荒唐無稽な持論をもって100条委員会や東洋大学を誹謗中傷し続け、保身を企てる姿は、民意を一番に考える市長の姿とは見てとれず、それこそ自身のなすべき責務を放棄した度を越した自己愛の暴走であり、情報発信の自由度が高い時代においては、影響力の大きい公人としてふさわしくない悪あがきであるとも言え、滑稽でしかない。

就任から5か月余りが経過してもなお、目立った政策の提示や実現がされない中、改革者の名を僭称する市長が唯一改革の火種を残したと言えるのは、地方自治の歴史に残る出来事として、性善説に成り立つ地方自治法の趣旨からは想定していない事態が生じ得るということであり、市民や市政を第一優先としない首長がいた場合に「まちはどうなってしまうのか」というケーススタディーとして、法律の穴とも言える点について世の中で広く議論されるようになったことのみである。

市議会議員選挙の結果を受け辞職の意を表明してもよいところ、報道取材においても何ら誠意を示すことなく、ただ待ち続け今日この議場にいるということは、自省の姿勢などかけらもないことを示すものである。田久保眞紀市長がその職にとどまり続けることは、選挙を通じて示された民意を無視するものであり、決して許されることではない。引かず、省みず、悪びれることのない市長の姿勢に対し、本市議会は、市民が伊東市民としての誇りを取り戻せるよう、民意を尊重し地方自治法に従い、肃々と手続を進めるのみである。

よって、本市議会は、田久保眞紀伊東市長を、再び信任しない。

以上、決議する。

令和7年10月31日

伊東市議会

百条委員会調査報告

調査報告書
全文はこちら



令和七年七月七日に設置された市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会（百条委員会）により、市の広報事務に瑕疵が生じたことの原因及び騒動の発端となった市長の学歴詐称疑惑について、世論の関心の高まりを受け、事実究明のために調査を実施しました。また、新図書館建設事業の入札執行停止について、手続等の適正性を確認しました。

●開催状況

全八回

（令和七年七月一一日）
令和七年八月二九日

●証人の出頭等

（一）令和七年七月一一日

市企画部長

市秘書広報課長

（二）令和七年七月二十五日
田久保眞紀氏（伊東市長）

※出頭拒否

（三）令和七年七月二九日
A 証人

（四）令和七年八月二三日
田久保眞紀氏（伊東市長）

市総務部長

別委員会（百条委員会）に

より、市の広報事務に瑕疵

が生じたことの原因及び騒

動の発端となった市長の学

歴詐称疑惑について、世論

の関心の高まりを受け、事

実究明のために調査を実施

しました。また、新図書館

建設事業の入札執行停止に

ついて、手続等の適正性を

確認しました。

●記録の提出

（一）田久保眞紀氏（伊東市長）

に對し、令和七年七月一日及び八月六日付で記

録の提出を請求したが、

いずれも拒否であった。

（二）東洋大学に対し、令和七年七月二三日及び八月一日付で記録の提出を請求し、それぞれ調査に必要な情報の回答を得た。

●調査結果

（一）市長の学歴に係る事務に関する事項

田久保眞紀氏（伊東市長）

が、大学卒業を意図的に

詐称したのではないとして「除籍の事実を知った

のは令和七年六月二八

日」と主張していた点に

反（記録提出拒否、出頭

拒否、証言拒否、虚偽の

陳述）について、地方自

治法第一〇〇条第九項の

規定により刑事告発すべしと決定。百条委員会

調査報告により本会議にて告発の件を議題とし、

全会一致で告発することを議決した。

市庶務課長
市教育部長
市生涯学習課長

意に市民、職員及び議会を欺いたものと断定した。また、偽造有印私文書行使罪に該当することが強く疑われるため、適切に処分される必要があると結論づけた。

九月定例会中の市議会内の会派構成

■正風クラブ

村上 祥平 議員

鈴木 純子 議員

○佐藤 周 議員

宮崎 雅薰 議員

■自由民主 伊東

虫明 弘雄 議員

河島紀美恵 議員

中島 弘道 議員

○井戸 清司 議員

■公明党

○長沢 正 議員

竹本 力哉 議員

篠原 峰子 議員

■伊東未来

青木 敬博 議員

○大川 勝弘 議員

杉本 一彦 議員

○四宮 和彦 議員

杉本 勝也 議員

■政和会

犬飼このり 議員

重岡 秀子 議員

浅田 良弘 議員

○二会派代表者、

会派構成議員は議席順

※欠員一名あり

※九月一〇日付で議会解散

